8月15日(土) 「精霊流し」のお知らせ

流し場のコースと交通規制

流し場付近は、下図のとおり車両通行止めの区間（　　）があります。
※（➡）は精霊船の通行方向、（●）は、こも置き場

松山流し場（交通規制は午後6時～）

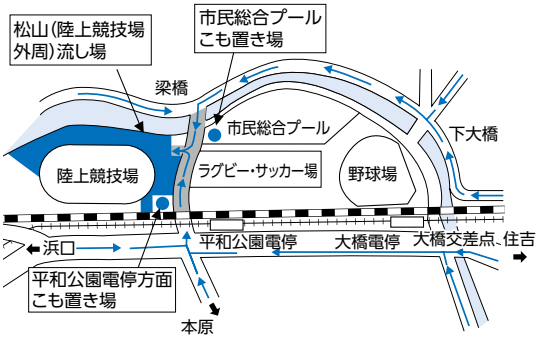

元船・松が枝流し場（交通規制は午後5時～）

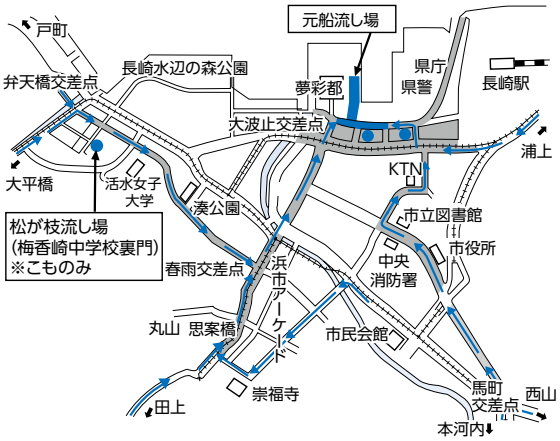

QR コードから精霊流しのお知らせや、市内流し場の地図を確認できます。

新型コロナウイルス感染防止のために

精霊流しを行うかたへ

◎「密集」「密接」を避け、人と人との距離（できるだけ2m（最低1m））を確保するなど「新しい生活様式」に沿って行いましょう。
◎発熱や風邪の症状があるなど体調がすぐれない場合は参加を控えましょう。
◎精霊船を小型化するなど、担ぎ手や同行者をできるだけ減らしましょう。
◎引火しやすい消毒用アルコールやアルコールを含む除菌シートの使用や携行をする際には、爆竹などの花火の使用を控えましょう。
◎行事終了後の宴会も「新しい生活様式」に沿って行いましょう。

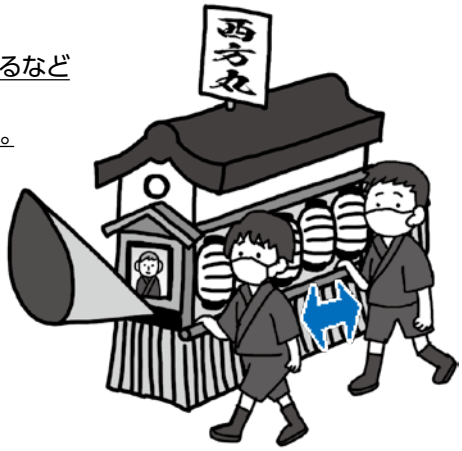

精霊流しを見るかたへ

精霊流しの当事者以外（観光客や見物人）の見物は控えましょう。

マナーを守りましょう

◎道路や歩道などに、花火や爆竹の空き箱など多くのごみが放置されています。
ごみのポイ捨てはやめて必ず持ち帰りましょう。
◎やびや・連発式花火など、けがや火災の原因となる花火は使わないでください。
花火を人や車両に向けて使うと、処罰される場合があります。また、流し場内は花火禁止です。
※道路で船を作る場合や全長２ｍ以上の船を流す場合は、警察署の道路使用許可が必要です。
船の規格や許可に関して、詳しくは最寄りの警察署へお尋ねください。

粗大ごみの搬入ができません

次の期間中は、東工場への可燃粗大ごみの搬入ができません。※西工場は通常どおり搬入可。
【搬入できない期間】８月17日（月）～24日（月）
【搬入できないごみ】一般廃木材、畳、植木・草類、布団、カーペット、家具など
【搬入の問い合わせ】東工場（☎830-2040）

●問い合わせ●
【コースと交通規制】最寄りの警察署
【流し場】廃棄物対策課 ☎829・1159